

古田史学の会・東海

東海の古代

第145号 平成24(2012)年9月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 (Tel&Fax: 0561-82-2140、メールアドレス: furuta_tokai@yahoo.co.jp)

ホームページ: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

天皇の生年・没年について(その1)

名古屋市 石田敬一

1 プラムゼンの「二倍年暦」

林伸禧氏は、『明治時代の「二倍年暦」論—古代史覚書帳—』(「東海の古代」140号、2012年4月)において、安本美典著の『邪馬台国ハンドブック』(1987年3月、講談社)の記述を紹介されています。その上で林氏は、1880年にWILLIAM BRAMSEN (ウィリアム・ブラムゼン) が著した『JAPANESE CHRONNOLOGICAL TABLES (日本年代表)』により「二倍年暦」説が始まるとされます。また、ブラムゼンの研究内容とあわせて、その論文のテキストを紹介されています。ただし、『邪馬台国ハンドブック』においては、林氏の考えと違い、ブラムゼンの説は1年を2歳と数える「一年二歳」論であると記述されています。「一年二歳」論は、安本氏に引き継がれているようです。

さて、ブラムゼンの論文の年暦に関する部分の要点は、次のとおりです。

(1) A表により、初代神武から神功皇后を含む仁徳までの17代以前と18代の履中以後崇峻までの天皇の没年齢を比較して、それぞれの平均没年が109歳と61.5歳で、18代以

降の平均没年齢は17代以前のそれに比べてほとんど半分であることから、17代以前は現在と違った暦であり、equinoxすなわち昼夜平分時である春分秋分や、solsticeすなわち冬至夏至をもって、現在私たちが1年と呼ぶ年を2年と数えていたと考える。

(2) 履中^{りちゆう}、反正^{ほんぜい}、允恭^{いんぎよう}は仁徳^{にんとく}の時代に皆生きており、初期の頃は古い年のカウント方法の時代を生きてきたが終わりのほうは新しい年のカウント方法の時代を生きていたと考えられるので、正しい没年齢は次のようになる。

(3) 履中は7年の治世で77歳で亡くなったことになっているので、仁徳の時代には $77 - 7 = 70$ 年間生きていたことになるが、実際には半分の $70 / 2 = 35$ 年間であり、これに治世の7年をプラスして、結果として42歳が没年齢である。

(4) 反正は60歳で亡くなったとされるが、履中の7年と反正の6年の治世の合計13年を引いた47年間が仁徳の時代にあたるので、実際には $47 / 2 = 23.5$ 年間であり、これに治世の合計13年を足して36.5歳が没年齢である。

(5) 允恭は80歳でなくなったとされるが、履中の7年、反正の6年、允恭の43年の合計56年を引いた24年が仁徳の時代にあたるので、実際には $24 / 2 = 12$ 年間であり、これに治世の合計56年を足した68歳が没年齢である。

[A 表]

NAME	AGE	NAME	AGE
神武 Jim-mu	127	履中 Ri-chū	77
綏靖 Sui-zei	84	反正 Han-shō	60
安寧 An-nei	57	允恭 In-giō	80
懿德 I-toku	77	安康 An-kō	56
孝昭 Kō-sho	114	雄略 Yu-riaku	62
孝安 Kō-an	137	清寧 Sei-nei	42
孝靈 Kō-rei	128	Tsunu-zashi	45
孝元 Kō-gen	117	顯宗 Ken-sō	38
開化 Kai-kwa	115	仁賢 Nin-ken	51
崇神 Sū-jin	120	武烈 Bu-retsu	57
垂仁 Sui-nin	141	繼体 Kei-tai	82
景行 Kei-kō	143	安閑 An-kan	70
成務 Sei-mu	108	宣化 Sen-kwa	73
仲哀 Chū-ai	52	欽明 Kim-meï	63
神功 Jin-gō	100	敏達 Bi-datsu	48
応神 Ō-jin	111	用明 Yō-meï	69
仁徳 Nin-toku	122	崇峻 Su-jun	73
Total	1853	Total	1046
Average age 109 years.		Average age 61- 1/2years	

注 プラムゼンは、清寧の次に「Tsunu-zashi」を記述しているが、具体的に誰を指すか不明である。「飯豊青尊」を指すか？

(6) 以上の結果を考慮して、18代以降の天皇の平均没年を再度計算すると57歳となり、これは、17代以前の平均没年の半分にさらに近くなり、17代以前が「二倍年暦」であるとの正当性はより高まる。

(7) 仁徳は400年が没年であり神武はそれより1060年前であるのでB.C. 660年からの治世とされるが、もし17代以前の天皇の時代が現代の年の数え方である1年が2年であったとすれば、正しくは1060年の半分だから530年であるので、仁徳の没年の530年前のB.C. 130年から神武の治世であると推測される。

(8) 使節団の到着や侵略などのような日本における確かな出来事の日付と韓国や中国の記録ではっきりわかる日付とを比較することが重要である。

安本美典氏は『邪馬台国ハンドブック』の中で、プラムゼンの説を「一年二歳」論と紹介されていますが、以上のとおり、プラムゼンは、仁徳までは、年齢も年暦も連動して現在の1年を2年とカウントする「二倍年暦」の考え方を主張されています。従ってプラムゼンの説は「一年二歳」論であるとの説明は誤解を招く表現で、正しくはプラムゼンは「二倍年暦」論を論述しています。林氏が指摘されたとおりだと思います。

2 古田武彦氏の「二倍年暦」

古田武彦氏は、1971年11月朝日新聞社初版の『「邪馬台国」はなかった』（復刻版 2010年1月、ミネルヴァ書房）において、次の『魏志』倭人伝と『魏略』の記述などから、倭人は「一年に二回歳をとる」と示されました。

その人寿考、あるいは百年、あるいは八、九十年

（『魏志』倭人伝）

その俗正歳四節を知らず、ただ春耕秋収を計り年紀となす

（『魏略』）

この「一年に二回歳をとる」との認識によって、『古事記』や『日本書紀』の百歳を超えるものを含む天皇の長寿の意味がよく理解できます。

これらの記事に対する古田氏の理解は適切であり、私はこれを支持するものです。私は「一年に二回歳をとる」ことについて、年暦と年齢は連動しない表現として「二倍年齢」と呼んでいます。

古田氏は「二倍年暦」との直接的な語句は示されなかったものの、『魏志』倭人伝の「又裸国・黒齒国有り。復た其の東南に在り船行一年にして至る可し」の裸国、黒齒国までの「船行一年」については、実際は「船行半年」とであると主張されており、「二倍年暦」の考え方が基本にあるように思われます。この「二倍年暦」の対象となる時期について、私は九州の縄文土器にそっくりの土器が出土するエクアドルのバルディビア遺跡の出土時期が、紀元前3200年頃であることから、この時期のことであると考えています。

また、1973年8月朝日新聞社初版の『失われた九州王朝』（復刻版 2010年2月、ミネルヴァ書房）において、古田氏は、「二倍年暦」の考えに立ち、『日本書紀』の記述に基づいて継体末年の531年を基準として、次のB表を示されました。この「B表」にも表されており、倭の五王の絶対年代と履中～雄略との治世の年代については、まったくかみ合わず、倭の五王は天皇家とは関係ないと主張されました。「二倍年暦」による具体的な治世の年代を示されたことが大変重要です。

その後、古田氏は『古代は輝いていたI』（1984年11月、朝日新聞社）第六部第二章の「倭国の暦」において、“それはただ「寿命」だけではない。「年数」にも及ぶ。”として、「二倍年暦」論を展開されました。つまり、古田氏は、一貫して「二倍年暦」の考え方で論理を展開されていることは明確です。そして、この説は、アプローチは異なるもののブラムゼンの主張と同じです。

ただ、「二倍年暦」の変わり目について、ブラムゼンは仁徳までを「二倍年暦」の時代と推測されるのに対して、古田氏は継体以前とされず。

古田氏が示されたB表は、『日本書紀』をもとに近畿天皇家と「倭の五王」とを比較するために作成されたものなので継体から仁徳までしか

治世の年代が記述されていません。そこで、私は、これを同じ方法で『日本書紀』等の在位年数を半減して、神武まで遡って計算しました。それがB'表です。これによれば、神武の治世はBC67年からBC29年になります。神功を除いた場合は、BC32年からAD6年です。いずれにしても『日本書紀』の記述に基づけば、神武の治世は、紀元前が開始時期になろうかと思えます。

[B 表]

419		
<421>	永初2 (讚)
<425>	元嘉2 (讚)
		仁徳
<442>	元嘉20 (済)
<451>	元嘉28 (済)
<462>	大明6 (興)
463		履中
466		反正
469		允恭
<478>	昇明2 (武)
490		安康
492		雄略
504		清寧
507		顕宗
509		仁賢
514		武烈
519		継体
531		

これは『日本書紀』に記述されている年暦に比べ、より現実的であると思えます。

ただ、私は、編年が作為的な『日本書紀』に基づくよりも、編年に関して作為が少ないと見られる『古事記』の年干支を根拠にしたほうが適切ではないかと考えます。

[B' 表]

		在位年数 / 2
BC 67	神武	76/2=38
BC 29	綏靖	33/2=17
BC 12	安寧	38/2=19
7	威徳	34/2=17
24	孝昭	83/2=42
66	孝安	102/2=51
117	孝靈	76/2=38
155	孝元	57/2=29
184	開化	60/2=30
214	崇神	68/2=34
248	垂仁	99/2=50
298	景行	60/2=30
328	成務	60/2=30
358	仲哀	9/2=5
363	神功	69/2=35
398	応神	41/2=21
419	仁徳	87/2=44
463		

3 「二倍年暦」説の追認

古田武彦氏の提唱を受けて、「二倍年暦」説を追認する主だった論考が次のとおり発表されています。

- (1) 『三国史記』の二倍年暦を探る
(和田高明, 『新・古代学』第6集, 2002年, 新泉社)
- (2) 盤古の二倍年暦
(西村秀己, 「古田史学会報」51号, 2002年8月)

- (3) 新・古典批判「二倍年暦の世界」
(古賀達也, 『新・古代学—古田武彦とともに』, 第7集, 2004年, 新泉社)
- (4) 新・古典批判「続・二倍年暦の世界」
(古賀達也, 『新・古代学—古田武彦とともに』, 第8集, 2005年, 新泉社)
- (5) 「二倍年暦」に関する一考察
(澤井良介, 「古田史学会報」80号, 2004年2月)
- (6) 現存する二倍年暦—インドネシア(バドイ)からの報告
(香川正, 「なかつた真実の歴史学」第三号, ミネルヴァ書房)

こうした論考から、周代の中国を始め、古代ギリシャやローマ、エジプトさらにはアイヌにおいても「一年に二回歳をとる」可能性があることがわかりました。

これらの論考は、共通して、年暦と年齢が連動しているとの暗黙の了解を前提に「二倍年暦」の論拠とされています。ところが、これらの論考は、年暦と年齢が連動している根拠を明らかにしていません。年齢についての記述をもとに「二倍年暦」の論拠とされます。すなわち、「二倍年暦」を裏付ける史料にはなりえないと思います。あくまで「二倍年齢」を想定する史料以上のものではないと思います。

これらの論考のほかに、五十歳を寿命の限界として「二倍年暦」を論証するのは無理があるのではないかと疑問を投げかけられた論考に、「孔子の二倍年暦についての小異見」(棟上寅七, 「古田史学会報」92号, 2009年6月)があります。

また、異なる角度から「二倍年暦」を支持する論考があります。森節希氏の『二倍暦の一証明』(「多元」NO.100, 2010年11月)です。『「二倍年暦」に関する一考察』は、1年を半年ずつに分けて、三月から八月までの年と、九月から二月までの年が交互にあったとして、九月から二月までが「え(兄)の年」で、
きのえ ひのえ つちのえ かのえ みずのえ
 甲、丙、戊、庚、壬、
 そして、三月から八月までが「と(弟)の年」で、
きのと ひのと つちのと かのと みずのと
 乙、丁、己、辛、癸

とする仮説です。「二倍年暦」が具体的にどのような形であったかについて取り組まれた意欲的な仮説であり、たいへん注目されます。ただ、森氏の仮説では仲哀天皇の崩御は^{みずのえいぬ}壬戌ですので、「えの年」であって9月から2月まででなくてはなりません、その崩御は6月10日で、3月から8月までの「との年」になってしまい、「え・と」説は、残念ながら仲哀の崩御年については例外となってしまいます。しかしながら、森節希氏の「え・と」説は、仲哀以外は『古事記』の崇神から安閑の崩御年齢との関係が合致しており、「春耕と秋収の二点を年紀として1年で2回、歳を数える」に通じる具体的な説ですので、ここにとどまらず、仲哀の崩御年が「との年」になっていることに関して解明されることを期待します。

3 貝田禎造氏の「^{ひとつき}一月・十五日暦」説

貝田禎造氏は『古代天皇長寿の謎』（1985年12月、六興出版）において、『日本書紀』に記述された履中から雄略までは、1ヶ月が現代と同じ30日であり、現代でいう半年を1トシとして、古代では1年は2トシからなることから「二倍年暦」であるとされます。これとともに、『日本書紀』に記述された古代天皇の没年齢の多くが15日以前の日付であることに着目し、神武から仁徳までの期間は、1ヶ月の半分の15日を1ツキとして、1ヶ月が2ツキからなることと、1年は2トシと組み合わせて「四倍年暦」であることを主張されています。この貝田氏の「^{ひとつき}一月・十五日暦」の考え方は「二倍年暦」を補強する説として、その着眼点はたいへん素晴らしいと思います。

しかしながら、『日本書紀』には、C表のとおり、天皇の崩御年月日が15日以降のものが存在します。特に貝田氏が「^{ひとつき}一月・十五日暦」とされる仁徳の崩御年月日は、16日であり、15日までの「^{ひとつき}一月・十五日暦」説とは相容れません。

むしろ私が興味をひいたのは、巻末に天皇毎に月別日付分布図が掲げられていますが、孝昭、孝安、孝霊、孝元、開化の分布図がよく似ており、孝昭、孝安、孝霊、孝元は孝元の分布図に

集約化されています。たとえば、1月1, 3, 5, 7, 8, 9, 14日, 4月5日, 7月3日, 8月1, 8日, 9月8日, 10月11, 13日, 12月4, 6日は孝昭から孝元までの4代の天皇で重なります。今後の研究が待たれるでしょう。

『日本書紀』では15日以降の日付が存在するものの、『古事記』においては15日以降の天皇崩御年月日が無いので、『古事記』の記述のみを基本とすれば「^{ひとつき}一月・十五日暦」説は一理あると思います。

C表 天皇崩御年月日(15日以降)

天皇	崩御年	崩御月日
仁徳	仁徳八十七年	春 正月 十六日
反正	反正 五年	春 正月二十三日
清寧	清寧 五年	春 正月 十六日
顕宗	顕宗 三年	夏 四月二十五日
安閑	安閑 二年	冬 十二月 十七日
斉明	斉明 七年	秋 七月二十四日

4 加藤勝美氏の「二倍年暦」による天皇没年の推定

加藤勝美氏の「古代史の再検討—絶対年度の復元—」は、本誌91号(2008〈平成20〉年3月)から102号(2009〈平成21〉年2月)に掲載されました。

その概要は、貝田禎造著『古代天皇長寿の謎』の「^{ひとつき}一月・十五日暦」説をもとに『古事記』の天皇の没年齢から、持統六年(690年)までが「二倍年暦」であったとの仮説をたて、具体的に継体、崇神や神武など天皇の没年を推定しているものです。『古事記』の天皇崩御年月日に着眼したところが良いと思います。また「二倍年暦」に果敢に挑戦され、具体的に年代を示したことに敬意を表するものです。

加藤氏が『古事記』の天皇の崩御年の干支により想定された推定崩御年は、先の論考において「実年代推計」としてまとめられました。その表から関係部分を抜き出すと次のD表のとおりです。

D表 加藤勝美氏の年代推定案

代	天皇	古事記崩御年	一次推計	年差	年差／2	加藤案
1	神武	戊寅(書紀)	(78)	(240)	120:0	384
10	崇神	戊寅	318	37	18:5	504
16	仁徳	丁卯	427	5	2:5	558
17	履中	壬申	432	5	2:5	561
18	反正	丁丑	437	17	8:5	563
19	允恭	甲午	454	35	17:5	572
21	雄略	己巳	489	38	19:0	589
26	継体	丁未	527	8	4:0	608
27	安閑	乙卯	535	49	24:5	612
30	敏達	甲辰	584	3	1:5	637
31	用明	丁未	587	5	2:5	638
32	崇峻	壬子	592	36	18:0	641
33	推古	戊子	628	62	31:0	659
41	持統	(持統4年)	690			690

- 注1 加藤案は基準年を690年(持統4年)として算出
 2 神武は古事記に崩御年不記述のため日本書紀の戊寅年崩御を使用。神武の崩御年は崇神と神武の崩御差を120年と仮定して算出したひとつの参考値
 3 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

私は、加藤説は史料の記述や考古学の事実と合わないと思います。

加藤説では、継体や崇神の没年の推定結果が、それぞれ608年、504年とされます。

加藤説に基づくと、継体の没年を43歳とすれば、565年から608年までが継体の存命期間であったこととなります。そして在位は25年間ですから、その半分として13年間の在位で、在位期間は595年から608年ということとなります。この継体の名は、『日本書紀』では男大迹王、『古事記』では袁本舒命と記されています。ところが、『隋書』倭国伝には継体の在位期間である西暦600年の開皇二十年の時点の王について、姓が阿毎で、字は多利思北孤であると記述されています。西暦600年に継体が日本列島を代表とする王位にあったとすれば、そのときの王の名は阿毎多利思北孤であり、全く異なる名の人物であって、マッチしていません。したがって継体の没年の推定結果は歴史事実と合わないように思います。

また崇神は没年齢が168歳ですから、半分として84歳、つまり421年から504年まで存命であったこととなります。そして在位は68年ですから、その半分として34年、つまり470年から504年までが治世の期間です。

となると、『宋書』倭国伝という武の時代にあたるわけですが、西暦477年の昇明元年に武は立ったとされるのに対して崇神は470年に王位に就いたのですから、武と崇神では王位に就いた時期が異なります。さらに武は興の弟で王位継承は兄弟関係とされますが、崇神の先代は父の開化であり王位継承は親子関係であり、王位を継いだ関係が全く違います。したがって、崇神の没年の推定結果も、同じく正しくないように思われます。

加藤氏の仮説に反する決定的な証拠は、石神遺跡から出土した「天武八年(679年)乙卯年八月十七日白奉経」と記された木簡です。この木簡には、十五日以降の日付である8月17日ひとつきが記されています。「一月・十五日暦」説を理論の根幹として、持統四年(690年)まで「二倍年暦」であったとする加藤説は、この考古学の事実と反しています。これについて、私は、「東海の古代」103号(2009年3月)で指摘しています。さらに太宰府の第Ⅱ期政庁遺構の下から出土した木簡には、「十月廿日竺志前

贅駅□□留多比二生鮑六傭五十貝魚青四列都十具」と十五日以降の日付である10月20日が記されており、7世紀半ばにおいても加藤説が不成立であることを「東海の古代」127号(2011年3月)で指摘しています。

加藤説は、「二倍年暦」の基準を持統四年(690年)におき、その時点まで「二倍年暦」であったとしたことに加えて、年暦と年齢が連動しているとしたため、歴史事実と合わない年代の推計案になってしまったと考えるものです。

5 九州年号と二倍年暦

まず、私は編年が作為的な『日本書紀』に基づく方法を採用しません。編年に関して作為が少ないと見られる『古事記』の年干支に基づいたほうがより適切であると考えます。

また、少なくとも九州年号が存在する時代は「二倍年暦」ではないと考えます。九州年号は普通暦であり、九州年号が始まった継体以降は、「二倍年暦」とは相容れません。継体の没年齢が『古事記』では43歳、『日本書紀』では80歳とあり、『古事記』の記述は『日本書紀』の記述のほぼ半分になっていることから、『古事記』においては、継体以降は普通暦で記述されていると考えて間違いないでしょう。ただし、『古事記』には継体より新しい天皇の没年齢や、神武の没年干支が記述されていませんので、これらの没年齢などを推定する場合は『日本書紀』の記述を考慮しながら使う必要が生じます。

ここでは崇神から推古までの没年齢について『古事記』の没年干支に従い、また神武については『古事記』に記述がないので『日本書紀』の没年干支に基づき推定します。

E表は、年齢は2倍で、年暦は普通とした「二倍年暦」で推定した場合の表です。ここで注意を要するのは、17代の履中、18代の反正、19代の允恭は16代の仁徳の子です。それぞれ仁徳が15歳、22歳、30歳のときの子になります。この年齢は、一応親子関係の年齢として考えられる範囲にあります。15歳のときの子という若すぎるように思われますが、亀山天皇(1249年生まれ)の第一皇女の親子内親王は弘長二年(1262年)11月8日に生まれて

います。つまり、亀山天皇は満13歳で父親になっていることから、15歳で父親になることは、ありえないことではありません。

したがって、「二倍年暦」による年代推定では、親子関係が順当であると説明でき、妥当と考えられます。

ただし、応神のみは「二倍年暦」で推定した場合、父の仲哀が生まれる前に応神が生まれたことになってしまいます。この問題には仲哀の父日本武尊と仲哀の後とされる神功皇后が関係していると思われませんが、確かな根拠がありません。ほかに考えられることは、応神は仲哀と神功皇后の子とされますが、神功皇后の子であっても、仲哀の子ではないということが考えられますが、これも同様に確かな根拠はありませんので、ここでは示唆するにとどめます。

仲哀と応神、応神と仁徳が親子関係である条件を年齢的に満たそうとすれば、「四倍年暦」が考えられます。

「四倍年暦」であれば、仲哀が二十五歳の時に応神が生まれたことになり仲哀と応神の親子関係に無理がありません。また、応神が二十四歳の時に仁徳が生まれたことになり、こちらも応神と仁徳の親子関係が年齢的に無理なく説明できます。

また、仲哀の年齢が「一倍年暦」であった場合を検討します。この場合、仲哀は310(362-52)年生まれとなり、19歳の時に応神が生まれたことになり、この場合も親子関係の説明に無理がありません。

次に「二倍年暦」による年代推定案をF表に掲げます。「二倍年暦」による年代推定の年差を半分にしています。

ここで注意を要するのは、17代の履中、18代の反正、19代の允恭は16代の仁徳の子です。それぞれ仁徳が13歳、18歳、18歳のときの子になります。先ほど示したように、13歳以上のこれらの年齢は、一応親子関係の年齢として考えられる範囲にあります。ただし、決定的な問題は反正と允恭の関係です。反正は仁徳天皇の第三皇子であり、允恭は仁徳天皇の第四皇子です。そして、ともに母は葛城襲津彦いわのひめのみことの女・磐之媛命であり、反正、允恭は同母の兄弟です。つまり「二倍年暦」では、反正、允恭

E表 「二倍年齢」による年代推定案

代	天皇	崩御年 干支	年差	推定 没年	没年齢 ($\div 2$)	推定 生年
1	神武	戊寅	(240)	(78)	137/2	10
10	崇神	戊寅	37	318	168/2	234
13	成務	乙卯	7	355	95/2	307
14	仲哀	壬戌	32	362	52/2	336
15	応神	甲午	33 33	394 394	130/2 130/4	329 361
16	仁徳	丁卯	5	427	83/2	385
17	履中	壬申	5	432	64/2	400
18	反正	丁丑	17	437	60/2	407
19	允恭	甲午	35	454	78/2	415
21	雄略	己巳	38	489	124/2	427
26	継体	丁未	8	527	43	484
27	安閑	乙卯	49	535	70/2	500
30	敏達	甲辰	3	584	73/2	547
31	用明	丁未	5	587	48	539
32	崇峻	壬子	36	592	(72)	(520)
33	推古	戊子	62	628	75	553

注1 基準年を628年(推古没年干支)として算出
 2 神武の崩御年は崇神と神武の崩御差を240年と仮定して算出

は双子ということになりますが、『古事記』のみならず『日本書紀』にも反正と允恭が双子であったことを示す記述はありません。

したがって、「二倍年齢」では、歴史事実を上手く説明できません。

また、「二倍年齢」による年代推定案についても、やはり応神のみは、父の仲哀が生まれる前に生まれたことになってしまいます。

そこで「四倍年齢」として計算した場合を検

F表 「二倍年齢」による年代推定案

代	天皇	崩御年 干支	年差	推定 没年	没年齢 ($\div 2$)	推定 生年
1	神武	戊寅	240/2	309	137/2	241
10	崇神	戊寅	37/2	429	168/2	345
13	成務	乙卯	7/2	448	95/2	400
14	仲哀	壬戌	32/2	452	52/2	426
15	応神	甲午	33/2 33/2	468 468	130/2 130/4	403 435
16	仁徳	丁卯	5/2	485	83/2	443
17	履中	壬申	5/2	488	64/2	456
18	反正	丁丑	17/2	491	60/2	461
19	允恭	甲午	35/2	500	78/2	461
21	雄略	己巳	38/2	518	124/2	456
26	継体	丁未	8	527	43	484
27	安閑	乙卯	49	535	70/2	500
30	敏達	甲辰	3	584	73/2	547
31	用明	丁未	5	587	48	539
32	崇峻	壬子	36	592	(72)	(520)
33	推古	戊子	62	628	75	553

注1 基準年を628年(推古没年干支)として算出
 2 神武の崩御年は崇神と神武の崩御差を240年と仮定して算出

討します。すると、仲哀が九歳の時に応神が生まれたことになり仲哀と応神の親子関係が年齢的に説明できません。また応神が八歳の時に仁徳が生まれたことになり、こちらも応神と仁徳の親子関係が年齢的に説明できません。

さらに、仲哀の年齢が「一倍年齢」であった場合を検討します。この場合、仲哀は400(452-52)年生まれとなり、3歳の時に応神が生まれたことになり、親子関係との説明に無理があ

ります。

したがって、いずれにしても年暦を倍数とした説は成立しないと思います。

6 私の考え

『魏志』倭人伝や『魏略』の記事、古賀氏等が示された史料は、厳密に言えば、年暦も年齢も共に半年を一年とする「二倍年暦」を裏付ける史料ではなく、人の年齢が一年で二歳を数える「二倍年齢」を示したものです。

私は、暦法に関わる年暦と、人の歳を数える年齢とを厳密に区分する必要があると思います。

先に示した『魏志』倭人伝や『魏略』の記事や古賀氏等が示された史料に加えて、『古事記』や『日本書紀』の天皇の長寿を考慮すれば、「二倍年齢」の時期があったとしなければ説明が付かないでしょう。しかし「年暦」が二倍であったとは、『魏志』倭人伝や『魏略』の記述から読み取れません。

私は、古代の日本では、人の年齢について、1年で2歳を数える「二倍年齢」が使われていたと考えています。この「二倍年齢」では従来の年代の考え方に、基本的に大きな影響を与えず、考古学などとの齟齬はありません。歴史認識は変わらない上に、古代天皇の長寿を説明できます。その点で「二倍年暦」とは全く違います。

「一倍年暦」の始まった時期については、神武以前であると考えています。なぜならば、『古事記』における時系列では、出雲神話のずっとあとに神武東進の話があります。その出雲の時代において、旧暦の和風月名では、1月から12月を睦月、如月、弥生、卯月、皐月、水無月、文月、葉月、長月、神無月、霜月、師走とします。この中で注意を要するのは、神無月は、出雲に神様が集まりそれぞれの国では神様が居なくなる月であることから、神の無い月ということで神無月とされたということが通説です。これに従えば、この1年を12ヶ月と数える「一倍年暦」は、神武の東進以前から存在したことになるでしょう。つまり神武以前、出雲王朝の時代には、現代と同じ「一倍年暦」が使われており現在まで使われていると考えられます。

倭建命 / 日本武尊考

名古屋市 佐藤章司

1、熊曾建と倭男具邦王

熊曾建と倭建命の説話の核心部分のひとつに「名前の授与」があって、熊曾建が小碓命に殺害されながらも、倭建命と名乗るようと、名前を授与（献ると記してはいるが）している。熊曾建が上位者で倭建命が下位者の関係である。これは、熊曾建が死して、倭建命にとって代わられることの、正当性を与えるものであり、倭建命の統治の正当性があるとする物語でもある。

さて、力関係において、この熊曾建の優位の状況とは倭国の始祖でもあるニニギ命による筑紫支配（筑紫のクシフルの高千穂の峰に天降る）が順次拡大されていくのだが、その倭国の侵略と支配が拡大し、一方、熊曾は後方においやられていく状況での初期段階の一コマが上の説話が語られた時間帯なのだろう。すなわち、熊曾建 > 小碓命の力関係があり、だからこそ暗殺という手段で殺害する、倭国草創期の説話である。

話を戻すと、以下『古事記』から

天皇 …… 詔りたまはく、「西の方に熊曾建二人あり。これ伏はず礼无き人等なり。かれ、その人等を取れ。」とのりたまひて遣はしき。
この時に当りて、その御髪を額に結はしき。ここに小碓命、その姨倭比売命の御衣・御裳を給はり、剣を御懐に納れて幸行でましき。かれ、熊曾建の家に至りて見たまえば ……

（講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、136・137頁）

倭建命の出発は

- ①景行天皇に遠征を命令されていること。
 - ②倭比売命のところに立ち寄っているが、この段階で倭比売命は伊勢神宮に居ると、特段記述されているわけではないこと。
- などから普通に考えれば、大和が出発地であろう。

しかし、経過地の記述が全くなく、いきなり熊曾建の家に至っていて不自然であり、このことが、この説話自体が架空な作り話として歴史

的な考察を省みることが少ない所以であろう。

これを、この時代、未だ伊勢神宮（三重県伊勢市）は存在していないとする考古学的な知見を交えて、倭建命と倭比売命と熊曾建はずっと近い北部九州（筑紫）にいたとすると、この説話の実在性が見えてくる。上で述べた倭国草創期の時間帯の説話である。そうすると、倭建命の熊曾建殺害時の名前である倭男具那王も、また実在性見えてくる。倭国（九州王朝）の皇子の名である。熊曾建の名前の「建」の意味は「建く強き人」であり、熊曾建から名前を授与された倭建命の意味も「倭の建く強き御子」の意味となって、固有名詞ではなくて一般名詞となる。この熊曾征伐も、東方十二道の遠征も、能煩野で亡くなったとする倭建命も、時間帯が違う其々の諸家に伝わる帝紀や本辞に記述されたものから持ってきて改竄し、大和の皇子として、組み立てられた物語である。それゆえに倭建命が一般名詞となっている所以である。

では、何故『古事記』編纂者はこの倭建命説話を記述したか？との問いには、『宋書』倭国伝の倭王武の上表文に記述されている勢力範囲が背後にあって、これを大和中心に改竄して歴史を飾ったからに他ならない。

『古事記』には次の記述にあるとおり、不思議な空白の時間帯がある。

日子穗穗手見命は高千穂宮に伍 佰捌拾歳坐しき。（講談社学術文庫『古事記一全訳注』上、209頁）

これは倭人の「二倍年暦」であるから、290年間の統治である。この290年の人物や説話が『古事記』から抜き取られている。元々の諸家（九州王朝）の帝紀と本辞であったであろう「倭国古事記」にはこの290年間の説話があったはずであり、そのひとつに上に記した「倭男具那王」の説話が語られていたであろう。熊襲建命殺害後の

還り上ります時に、山の神、河の神、穴戸の神*1を皆言向け和して参上りたまひき

（講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、138頁）

などの素朴な記述はその説話の古さを表している。次田真幸は『古事記一全訳注』*2の中の見解で

クマソは、元来南九州一円を指す古称であったが、南九州に勢力をふるった南方系の種族をクマソと呼ぶようになった。熊曾はしばしば反乱を起こし、容易に大和朝廷に服属しなかったため、朝廷ではたびたび熊曾征討を行なった

（講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、141頁）

と記されているが、「熊曾は南九州」というイメージが先行していて、倭建命架空説の影響と合わせて、歴史の真相としてほとんど検証がなされていない。

2、草那芸剣と倭建命

草那芸剣と倭建命を記述する『古事記』説話の中の主要テーマとも言うべきもののひとつに、「草那芸剣は尾張にある」とするものがあり、現在は熱田神宮のご神体として、祭られているが、この説話自体に歴史の真相として、正当性があるか検証した。以下はその検証結果である。

2-1 この説話自体が実話性を持つか、それとも創作された物語か？

西の熊曾建の殺害を果たした後、父親の景行天皇から再び、今度は東方十二道の平定を命じられ、その実行のため途中、伊勢の大御神宮の斎王をしている叔母の倭比売命の所に立ち寄り、草那芸剣と御囊（中に火打石と火打金）を賜る。*3この時代（景行天皇）には未だ伊勢神宮はなく、伊勢に大御神宮（伊勢神宮）が出来たのは天武時代であるという認識にたてば、倭比売命から倭建命に草那芸剣を賜るということ自体が架空な物語となるし、倭比売命も実在した人物の固有名詞というよりも一般名詞である。

更に『古事記』にそってこの説話の検証を進めると、この後、尾張国造の祖である美夜受比

*1 穴戸の神：関門海峡の神

*2 『古事記全訳注』：次田真幸訳・注、講談社学術文庫（上・中・下）、1980年12月

*3 倭比売命 草那芸剣賜ひ、また 御囊を賜ひて、「若し急かなる事あらば、この囊の口を解きたまへ」とのりたまひき。（講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、146頁）

亮の元に身を寄せて、帰還後の結婚を約束して更に東に行き相武国に至り、焼津というところで、その国造に騙されて、野原の中で火をつけられたが、

ここに先づその御 刀もちて、草を刈り撥ひ

(講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、147頁)

と、難を逃れる。草を刈りはらったから「クサナギ剣」と、この刀の命名ともなった説話を挿入している。

さて、この草那芸剣とは元々、スサノオ命がヤマタノオロチ退治（能登を中心として繁栄したオロチ族）をした際の尾から取り出した霊剣*1であって、

スサノオ命からの献上⇒天照大神⇒

ニニギ命⇒（不明）⇒倭比売命⇒倭建命

に（賜る）渡るのであるが、なぜ草那芸剣が倭比売命の元にあり、斎王をしている倭比売命が自由に賜ることなどが出来る剣なのか？ 不明の闇がかかっている。

この不合理性を解く鍵は草那芸剣は出雲から大和へ伝わって剣ではなくて、もともと尾張（熱田）に伝わっていた霊剣だと考えるしかない。天武天皇の下にはスサノオ命の霊剣が伝わっていなかったが、それを「ちゃんと伝わっているよ。ほら、ここにね（熱田神宮に）。ヤマトタケルの時代から由緒正しく、ここにあるでしょう？」と、そう云う意図をもった説話である。

それが「草を薙いだのでクサナギの剣」と何とも粗雑に命名し、尾張から横取りしてしまった。更には美夜受比売の元にこの草那芸剣を置いたまま伊吹山の神を討ち取りに行くのだが、逆にこの神の崇りにあって病気になってしまい能煩野（三重県鈴鹿市）において生涯を終えることになるのだが、その死に臨んでも

嬢子*2の 床の辺に 我が置きし

剣の大刀 その大刀はや (三四)

と歌ひ意へて、即ち 崩 りましき。

(講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、161頁)

とあるように、草都芸剣は尾張にあると『古事記』編纂者（天武天皇・阿礼・太安万侶）は特筆している。これは『日本書紀』にも引き継がれていて

草薙剣は、いま尾張国年魚市郡の熱田神宮にある

(講談社学術文庫『日本書紀』上、173頁)

と、特筆されている。

2-2 倭建命・倭比売命・美夜受比売の尾張での不在

倭建命と倭比売命の生きた景行天皇の治世には伊勢神宮は未だ存在していない。という事実を考えると、美夜受比売においても、尾張には実在していなかったのではないかと思われるのが、下記の歌謡である。

東方十二道の平定を終えて、尾張の美夜受比売のもとに帰還して、時に二人して相聞した『古事記』歌謡が記載されているが、その内の倭建命の歌で

ひさかたの 天の香具山*3 鋭喧に さ渡る
鶴 弱細 撓や腕を 枕かむとは 我はず
れど さ寝むとは 我は思へど 汝が着せる
襲の裾に 月立ちにけり (二八)

(講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、156頁)

と歌い、尾張に居るはずの倭建命が「天香具山」を思う不合理性があり、それに応えて歌う天香具山など知っているはずなどない美夜受比売の歌謡（二九）があることも、又不思議である。

高光る 日の御子 やすみしし 我が大君*4

あらたまの 年が来経れば あらたまの 月は来
経行く 諾な諾な 君待ちがたに 我が着せる
襲の裾に 月立たなむよ (二九)

(講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、156頁)

上の「天香具山」の相聞歌は倭建命と美夜受比売の二人の共通認識のうえに歌われているこ

*1 『日本書紀』神代上、第八段

一書にいう。元の名は天の叢雲剣。大蛇のいるうえに常に雲があったので、かく名づけたが日本武尊に至って、名を草薙剣と改めたという

(講談社学術文庫『日本書紀』上、47頁)

*2 嬢子 : 原文は「袁登賣(をとめ)」

*3 天の香具山 : 原文は「阿米能迦具夜麻(あめのかぐやま)」

*4 我が大君 : 原文は「和賀意富岐美(わがおほきみ)」

とは疑えない。そしてこの二人の作歌場所は「阿米能迦具夜麻」と歌われるように、「迦具夜麻（香具山）」とは火の山であり、活火山であって尾張でもなく、大和でもなく九州にある。それを示すものが倭国発祥地領域を示す「天」である。^{*}1 しかも、倭建命の死を表す文字として「崩」（皇子の死は「薨」）を用いている。すなわち、倭建命は皇子ではなくて倭国の最高権力者であって、美夜受比売の応えた大君の原文は「意富岐美」を使用していて、大王とも表記できる。

これらのことから、倭建命も美夜受比売も尾張にいたのではなくて、元々は倭国（九州王朝）の史書から転用して「クサナギ剣」説話に登場させた人物・・・これが真相ではないか。

2-3 クサナギ剣と建稲種命

稲種を携えて海上からやって来て、葦原の茂る原野を水田稲作地へ開拓した尾張の始祖と思われる「建稲種命」を祭る神社を下に列記しておく。

- ①羽豆神社（知多郡南知多町）↓
- ②幡豆神社（西尾市）↓
- ③成海神社（名古屋市緑区）↓
- ④熱田神宮（名古屋市熱田区）↓
- ⑤尾張戸神社（名古屋市守山区）↓
- ⑥内々神社（春日井市）↓
- ⑦針綱神社（犬山市）

最初に知多半島に上陸して、序々に内陸部に進出し濃尾平野の木曾川を境として、それより東部領域が神剣としての「クサナギ剣」と共に「建稲種命」の始祖伝説の語られた所であろう。

3、倭建命の死と正体

倭建命が如何なる人物なのかを『古事記』を通して分析した。以下はその概要である。

『古事記』から
 嬢子の 床の辺に 我が置きし 剣の大刀
 その大刀はや
 と歌ひ意へて、即ち 崩りましき。
 (三四)

(講談社学術文庫『古事記—全訳注』中、161頁)

倭建命の急死の知らせが届き、倭に居る后や御子たちが駆けつけるが、その倭建命の葬送の時の歌、四首

A : なづきの田の 稲幹に 稲幹に
 匍ひ 廻ろふ 野老蔓 (三五)

B : 浅小竹原 腰なづむ 空は行かず 足よ行くな
 (三六)

C : 海が行けば 腰なづむ 大河原の植ゑ草
 海がはいさよふ (三七)

D : 浜つ千鳥 浜よは行かず 磯伝ふ (三八)

(以上4首、講談社学術文庫『古事記—全訳注』中、167・168頁)

この四首の「葬送の時の歌」を検討すると、作歌場所は湿地帯や海岸である。死して倭建命の魂が白い千（智）鳥となって飛び去っていくが、千鳥は主に干潟に住む海鳥であり、Dの歌のように「浜」・「磯」との表現もある。

作歌場所が三重県鈴鹿市能煩野（鈴鹿山麓）とすると、そこは湿地や海岸ではない。叙情的に倭建命の魂が白鳥になって彼方へと飛び立っていく、というイメージで今までいたが、『古事記』原文では、単なる白鳥ではなくて白い千鳥（八尋白智鳥^{*}2）なのだから、倭建命の死んだ場所は山麓ではなくて海岸近辺である。その細部を示すのが上の「AからDまで」の四種の歌である。

『古事記』の訳書では、倭建命の倭や、倭姫命の倭、后や御子が坐している倭を「やまと」とルビがふってあるが、『古事記』でのヤマト表記は「夜麻登」等の表音文字であって、もともと、倭「やまと」という地名があるわけではない、倭は「ヤマト」ではなくて「ワ・イ」であり、この倭は元々、九州（その中心は筑紫）をしめす用語である。

命の 全けむ人は たたみこも 平群の山の
 くま白禱が葉を うずに挿せ その子 (三二)

(講談社学術文庫『古事記—全訳注』中、161頁)

*1 天香具山は豊国（大分県）にある鶴見岳とする、古田武彦著『古代史の十字路口—万葉批判—』がある

*2 A歌の後文、「ここに八尋白智鳥に化りて、天に翔りて濱に向きて飛び行でましき。」（講談社学術文庫『古事記—全訳注』中、167頁）

すなわち、倭建命の本来の説話は、遠征を終えて筑紫の吉武高木近辺の「平群」へ帰還すべく直前に亡くなった最高権力者＝天皇とするものである。^{*1}

それを示すものが「崩」「后」の文字使いである。

①、「崩」とは天子や天皇及び皇后や皇太后の死にあたって用いる文字であり、太子や皇子に用いる文字ではない。

②、「后」とは天皇の正妻に用いる用語であって、皇子の妻等には妃でもって表される。

(ちなみに推古天皇の死は「崩御」、聖徳太子の死には「薨去」であって、天皇と太子の位取りは厳しく峻別されている。講談社学術文庫『古事記一全訳注』中・165頁では、

〈注〉○^{かむあが}崩り 神として天に昇る意で、天皇・皇族の死をいう。

とあるが、粗雑な解説です。)

上記の①、②から倭建命は九州王朝の天皇位(最高権力者)というべき姿が浮かんでくる。こう理解して初めて、

この四歌は、皆その御葬に歌ひき。かれ、今に至るまでその歌は、天^{しめらみこと}皇の大御葬に歌ふなり。

(講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、168頁)

の記述が生きてくる。やはり皇子では役不足あり、なおかつこれは九州王朝葬送歌なのだ。

『宋書』記述の九州王朝の倭王武の上表文で

昔からわが祖先は、みずから甲冑をつらぬき、山川を跋涉し、安んじる日もなく ……(『宋書』倭国伝)

というように、天皇の親征が行われていたようであるが、その一端が垣間見れる説話である。倭建命をヤマトの皇子とする説話にすりかえる接合方法が能煩野(鈴鹿山麓)での死であり、白智鳥となって河内国の志幾に飛び立つとする説話である。筑紫から死した場所をヤマトへ変えることによってヤマトの皇子となった。

上の説話自体の元々のものは、「倭国古事記」とも云うべきものからの盗作とその転用であり、これとって特記すべきほどの事蹟のなかった景行記に倭建命説話をはめ込んだ。と言うのが

『古事記』景行記の真の姿ということになる。

上記の倭建命葬送の時の歌四首は、『日本書紀』での記述はなく、『日本書紀』編纂者は倭建命の死を下の歌謡(34)や葬送の歌四首及びその関連記事をカットし、また、倭建命の死した場所を倭の海浜地帯と感じさせる記事をカットして、鈴鹿山麓の能煩野(三重県鈴鹿)で、30歳の死を強調したが、その死には天皇の死を意味する「崩」を用い、倭(九州王朝)の天皇位は隠蔽している。この記事は『日本書紀』編纂時に新たに作成されたもので、それを示すものに30歳の死と、記述してあることからわかる。古代日本のこの時代は二倍年暦であったため、60歳という年齢になるが、一倍年暦で記載されていて30歳である。

4、酒折宮と倭建命

倭建命の東方十二道の平定説話の内、新たな認識が出来たので、記しておきたい。

『古事記』より

すなわち、その国より越えて甲斐にいでまして、酒折宮に坐しし時、歌曰ひたまはく、
新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる

(二六)

とうたひたまひき。ここにその御火焼の老人、御歌に續ぎて歌ひて日はく、
日日並べて 夜には九夜 日には十日を

(二七)

と、うたひき。ここを以ちてその老人を誉めて、即ち東国造を給ひき。

(講談社学術文庫『古事記一全訳注』中、148頁)

上の説話で注目すべきは「酒折宮」にある。東方十二道の平定譚で「宮」とあるのはここ甲斐の酒折宮だけであるが、この「宮」の用語は皇子の遠征地での宿泊地に用いられるものではなくて、天皇(最高権力者)の宮殿を示す用語である。倭建命の父親でもある12代の景行天皇の宮が甲斐の酒折宮にあったことなど、どこにも記述がないし気配もない。

例えば

*1 古田武彦著『失われた日本』第10章(虚妄の「タケル」説話)参照

- 初代 神倭伊波礼毘古命 畝火の自栲原宮
 2代 神沼河耳命 葛城の高岡宮
 3代 師木津日子玉手見命 片塩の浮穴宮
 ……
 12代 大帝日子お斯呂和氣 卷向の日代宮
 ……
 34代 豊御食炊屋比売命 小治田宮で、天の下を治した。

と、云うように。この酒折宮に座す最高権力者は木花之咲久夜毘売を祭神とする甲斐・駿河の富士山祭祀圏を支配していたとする説話があったのであろう。この残像が「酒折宮」である。その説話を『古事記』編纂者は、

①景行記の倭建命の東方十二道平定説話の一場として転用

②ニニギ命を短命だったとするための説話*1に利用した。

倭建命の説話の核心には「倭王武の上表文」に述べられている支配領域の範囲が背後にあって、不徹底ではあるが、それに対応するように西は熊襲、東は蝦夷として編集されているが、その資料のひとつに富士山祭祀圏（中心地が甲斐）から肅されて、活用されている。

埼玉稲荷山古墳出土の鉄剣銘文にある「斯鬼宮^{しきみや}」が武蔵国の最高権力者の宮殿であるように、それぞれの地に、最高権力者がいて王朝（諸家）を構成していた。そのことを「宮」が示している。景行天皇から東方の平定を命じられ、兵も与えられず派遣された倭建命が蝦夷平定（言向け和平すること）途中で、東国の国造などの任命などができる力を持っているはずもなかろう。東国造の任命権を持っているのは酒折宮に坐す人物以外にあるまい。

8月例会報告

○ 『隋書』倭國伝の竹島と舩羅國 名古屋市 石田敬一

『隋書』倭國伝の『隋書』倭國伝の記述「明年上遣文林郎裴清使於倭國度百濟行至竹島南望

舩羅國經都斯麻國迤在大海中」にある竹島と舩羅國、さらに同百濟伝の貊國について、次のとおり根拠を示して位置や場所を特定した。

- 1 通説では、倭國への行程途上にある朝鮮半島南西部に竹島の地名が見あたらないため、竹島の位置は曖昧なままであった。



韓国コネスト地図における竹島

- 2 しかし、韓国のコネスト地図で、朝鮮半島南西部の全羅南道に20カ所の竹島の地名を発見した。この地が『隋書』倭國伝の竹島である。

- 3 通説では「度百濟」を「百濟を渡り」と読み下すが、誤りである。山東半島から「百濟に渡り」が正しい。



※ yahooの地図を利用。

*1 講談社学術文庫『古事記一全訳注』上（186・187頁）参照

- 4 『隋書』倭國伝の竹斯を「ちくし」と読むので、同様に竹島は「ちくとう」と読まれていたとするのが論理的である。現在でも韓国ではこの竹島を「ちくとう」に発音がよく似た「チュクド」と読んでおり、この地が『隋書』倭國伝の竹島であることを支持している。
- 5 『隋書』百濟伝に2カ所記述されている舩牟羅國について、濟州島に「驪鹿」が生息すること、隋の戦船が帰航する経路として濟州島の位置はふさわしいこと、濟州島は黒潮の流れる方向に位置し隋の戦船が漂着する島として理解できること、濟州島は隋の「海東」にある島としての的確に表現されている。以上から、・牟羅國は濟州島である。



海東と海南

- 6 『三国史記』百濟本紀に「耽羅は即ち耽牟羅なり」との記述があることから耽羅と耽牟羅は同一の所で濟州島であり、また「耽」は「舩」の異体字であるので、『隋書』倭國伝の舩羅國と『隋書』百濟伝の舩牟羅國についても同一の場所、濟州島を指している。
- 7 『魏略』西戎伝の条支から大秦國までが、風の状況により18倍の日数の違いの事例がある。『隋書』百濟伝には百濟から濟州島までを「海行三月」と記述される一方で『唐會要』耽羅伝には濟州島から百濟までを「五日行」と記述されている。日数に18倍の違いがあるが、事例の通り共に間違いではなく、「海行三月」は百濟から濟州島までかかる時間を表現している。
- 8 『隋書』百濟伝の「百濟自西行三日至貊國千餘里云」について、通説では「百濟より西に行くこと三日貊國に至る」とされるが「百濟を西より行くこと三日貊國に至る」と理解すべきである。『山海經』海内西経における貊國の記述は、この理解を支持している。ここでは貊國は韓国の漢江の東北に位置すると記述されており、朝鮮半島の中央、春川やその北部の辺りである。

○継体天皇の生年・没年について

名古屋市 石田敬一

継体天皇の生年と没年について、推古天皇の没年（628年）を基準として、年干支をもとにそれぞれ484年、527年であるとした。

○『隋書』倭国伝について

瀬戸市 林 伸禧

百衲本『隋書』倭国伝と『日本書紀』とを比較して、通説の問題点を報告した。

- 『隋書』において、帝紀は「倭国」、東夷伝（百濟・琉球国・倭国）は「倭国」である。
 - ・使い分けをどう理解するか？
 - ・「倭」は「大委」か？ 「新」の王莽は高句麗を「下句麗」としているように、煬帝は大委国を「倭国」と読ませたか？
- 倭国＝倭国？
 - ・通説：倭国＝倭国
 - ・古田説：倭国＝九州王朝、倭国＝近畿天皇家（吉備王朝）？
- 中国の使者に対する対応について、比較表を作成しその状況を報告した。
 - ・使者裴世清の官職は、『隋書』では文林郎、『日本書紀』では鴻臚寺掌客と記述している。
 - ・歓迎状況。
 - ・使者は、『隋書』では口上で述べ、『日本書紀』では親書を持参した。
 - ・皇帝を、『隋書』煬帝紀では欽承大業（二代）と記述し、『日本書紀』では欽承宝命（初代）と中国親書で述べている。
 - ・『日本書紀』では、中国について「大唐、唐帝、唐客、唐国」と記述している。
 - ・以上から、推古紀は10年又は12年繰り上げて記述されていると思われる。

- 4 多利思北孤（多利思比孤）
- ・原文は「多利思北孤」、通説は「多利思比孤」
 - ・中華書局版『隋書』では、他の文献から原文を「多利思比孤」と校訂している。
- 5 国書で述べている「日出處天子致書日沒處天子無恙」は聖徳太子が述べた言葉か？
- 6 「名太子為利歌彌多弗利」の読み方
- ・古田説：太子名付けて利となす。歌弥多弗の利なり。（多利思北孤の太子は「歌弥多弗（上塔）の利」）

○朝鮮半島南部に倭地あり

○隅田八幡神社の人物画像鏡銘文を検証する

名古屋市 佐藤章司

『魏志倭人伝』、『魏志韓伝』、『宋書』倭国伝、『隋書』倭国伝等の中国史料を基に3世紀から6世紀にかけて朝鮮半島南部に倭地があった。特に『宋書』の倭王武の上表文に記述されている「東征毛人55国、西服衆夷66国、渡平海北95国」とあって、かなりの領域に倭地があったと倭王武は主張しているが、『隋書』に記述されている7世紀初頭には朝鮮半島南部の海北の国々の大半を失なっていたようである。これは力を蓄えて台頭してきた新羅、一方、倭国は内紛を抱え混乱したためであろう。

これらの状況を『日本書紀』から探ると、継体6年に任那の4県を百済に割譲することになるのだが、この時の百済王の名は隅田八幡神社の人物画像銘文から「斯麻王=武寧王」であり、4県の割譲を決定したのは倭王武に続く日十大王・年（中国風一字名）である。彼は九州王朝の大王であって、『日本書紀』の記述は九州王朝の史料から盗用している。と発表した。

同時に使者でもある大伴大連金村や物部大連麿鹿火は九州王朝の臣下であって、百済の使者が滞在していた難波館は九州王朝の中枢部である筑紫にあった、と述べた。

○「魏志倭人伝」の倭国(北部九州)の人口考察

一宮市 竹藪正雄

「魏志倭人伝」にある戸数表記から倭国の人口を考察した。

倭人伝には對海国から不彌国までと投馬国、邪馬壹国の戸数と家数が掲載されている。卑弥

呼の時代の一戸には何人の人が住んでいたかを下記資料より探り、記載戸数と合せて人口を考察し報告した。

I. 倭国の一戸当りの人数

- 1 資料1（吉野ヶ里遺跡調査報告書の「南内郭西方倉庫群の収納物についての考察」よりなお、この資料は2002年吉野ヶ里遺跡を見学した時に頂いたゲラ摺り段階での資料である。）

その資料の中の「人口推定(吉野ヶ里の「国」と環濠内人口)」の項目の一部を要約して紹介する。

◎吉野ヶ里丘陵の甕棺発掘調査

- ・弥生中期初～後期前半末の300年間に埋葬された甕棺約2500基発掘
- ・下戸など甕棺に埋納されなかった人々を考慮に入れると、吉野ヶ里丘陵に埋納されている遺体の数は約15000基と推測される。
- ・一世代20年間として、300年÷20年=15世代が形成されたと推定。
- ・吉野ヶ里丘陵一帯の居住人口は、15000基÷15世代=1000人と換算され、環濠集落の最盛期の後期後半には、1200人ほどに増大していたと考えられる。
- ・環濠内には推定を含め約50棟の竪穴住居が確認されており、平時では300人程度の限られて身分の家族が居住していたと考える。（筆者記；一戸に約6人となる）
- ・吉野ヶ里の「国」の領域は、古代の神埼郡、三根郡、佐賀郡の一部と想定されており、この地域の遺跡群とその規模より、それぞれの人口を想定すると、合計5400人となる。（筆者記；約900戸となる）

- 2 資料2（金隈遺跡・甕棺墓の出土人骨の年齢と性別構成の両表—福岡市金隈遺跡のホームページによる）

この資料を「吉野ヶ里」報告書に倣って、人口と一戸の人数を算出した。

◎甕棺墓の基数（弥生中期）

小児墓	184基
成人墓	121基
計	305基

◎出土人骨の年齢と性別構成

未成年骨： 37体 (性別不明)
 成人骨： 男 42体
 女 46体
 不明 11体
 成人 計 99体

①. 成人墓121基中の男性の人数

(男42体÷男女計88体) × 100 = 47.7%。

よって、中期成人男性数は約58人となる

②. この集落の世帯(家族・戸)数

一世代を20年間とすると、中期200年間は10世代である。

成人男性58人÷10世代=5.8人であるので、一世代6人となり、この集落は6家族で構成されていたと推定した。

③. 一家族の成人女性数

成人骨の不明分を女性とすると、男42：女57≒3：4で、3家族中1家族に2人の婦人がいたようで、倭人伝に云う「下戸或二三婦」と一致する

④. 一家族の子供の数

小児墓184基÷男性数58人=3.2人より、一家族3人強の子供を成人までに亡くしていたことになる

この子らに加え、後を継いだ子供と合せ一家族の子供は3～5人である

⑤. この集落の一家族の人数と村の人口

一家族 成人男性 1人
 成人女性 1～2人
 子供 3～5人
 合計 5～8人

⑥. 村の人口 6家族 (30～48人)

3 資料3 (その他、インターネット上に掲載されている報告書)

◎上の平遺跡(山梨県中道町) 3世紀末

方形周溝墓124基に対し、住居跡10数軒より一軒当たり4～5人程度と推測した報告がある。

◎平尾遺跡(広島市佐伯区) 弥生後期後半

竪穴住居跡2軒・掘立柱建物1棟、土坑墓41基・土器棺墓4基ある。

人数推測はしていないが、竪穴住居が発掘周辺に数軒あるのではと記載している。

これらの内容と金隈遺跡の例から推測すると、この村は4～5家族で一家族4～7人と考える

◎四ッ池遺跡(堺市) 弥生中期

竪穴住居・掘立柱建物跡の数100棟、および最盛期人口200～300人と報告している。

この遺跡の竪穴住居跡を90棟とみて、中期200年間に30%が建替え移転したとしてみると、約60棟に200～300人が住んでいたことになり、一家族4～5人と考える

II. 弥生後期の日本列島(北海道、沖縄を除く)の人口と倭国の主要国の人口

以上のように、弥生時代の一家族(一戸)は4～8人であったと推定する。

そして、倭国の主要国の人口を検討すると、平均6人を使用すると、次のようになる。

国名	戸数	人口
對海国	千餘戸	6,000人
奴国	二萬餘戸	120,000人
一大国	三千餘戸	18,000人
投馬国	五萬餘戸	300,000人
末盧国	四千餘戸	24,000人
邪馬壹国	七萬餘戸	420,000人
伊都国	千餘戸	6,000人
不彌国	千餘戸	6,000人
倭国主要国	合計	900,000人

倭国には上記以外に21の同盟国・友好国と敵対する狗奴国がある。

その中の大国の彌奴国(吉野ヶ里国をこれに当てる)の人口が5,400人であるので、小国の規模は2,000～3,000人考えると、21国で73,500人(平均3,500人)である。さらに、菊池川流域に広がる狗奴国連合体は少なく見積もっても300,000人ほどになる。これらを総合計すると1,273,500人となる。

つまり、北部九州で70万人を超え、九州全体で130万人を超える人口となる

4 資料4 (弥生時代の推定人口)

小山修三氏が1978年に弥生時代の地域別推定人口を、遺跡数を元にして推算された資料である。

区分	弥生中期	弥生後期(初期)
近畿	105,700人	108,300人
九州	66,400人	105,100人
全国	573,300人	594,900人

表のように弥生後期初の全国の人口は約60万人であり、同後期後半になると米の生産量の増加と半島からの移民の増加があり、約100万人になっていたとしている。

Ⅲ. 弥生時代の人口のまとめ

上述の結果をまとめると、私が金隈遺跡から算出した一家族(一戸)当りの人数は4~8人(平均6人)であり、倭人伝記載の戸数に合せると、北部九州の人口は70万人超で、九州全体で130万人超となる。

ところが、小山修三氏は全国の弥生後期初の人口は約60万人、後期後半になって増加しても約100万人としている。そして、九州全体でのそれは10.5万人であり、後期後半は増加率を加味しても17.5万人である。

つまり、倭人伝記載の戸数から算出される人口と弥生遺跡から算出される人口とを比べると、130万人:17.5万人 \approx 7.4:1の異常な数字となる。

このように倭人伝記載の戸数から推測される人口は考えられない大きな数字あることがわかる。

このことは、倭人伝記載の戸数は、人口を表す戸数、つまり世帯数を表しているのではないということである。

では、何を表しているのか。それを検討してみる必要がある。私は、それは米の収穫高を表している数字であると考えている。後日その考え方を報告したい。

正 誤

144号(平成24(2012)年8月)

	15頁 左23行	16頁 右16行
誤	6月30日と12月31日に毎年、執り行われるとして今日まで残っている。	その余の帝は
正	6月30日と12月31日に、毎年執り行われ、晦日・大晦日として今日まで残っている。	その余の節は

9月例会予定

日 時：9月23日(日) 午後1時30分~5時
場 所：名古屋市市政資料館(第4集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ " 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ " 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

10月例会：10月21日(日) 名古屋市市政資料館

11月例会：11月18日(日) "

例会は、10・11月ともに**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。